## 唐代の逃戸・浮客・客戸に闘する覺書

川學

中

程になった。

は「百姓流殍し……相聚りて盜と爲り所在に 蜂起す」(同二五 戸」(通鑑二五〇懿宗咸通元年五月壬申)、黄巢の亂にさいして であった。唐末、裘甫の亂のとき「所在の群盜、半ばは是れ逃 置上)、河東道邢州青山縣には青山またの名を黑山あり「幽深 九下僖宗紀)こととなった。 と是れ平人の饑饉に迫られ之に驅られて盜を爲す」(舊唐書一 二乾符元年)および「東南州府頻りに奏す、草賊結連すと。本 險絕にして逋逃の藪と爲る」(元和郡縣圖志一五) という 狀態 叢を成し、舊と刦盜多く兼ねて宿寇有り」(唐會要七○州縣廢 事)、さらに開元中の河南道仙州は「逃亡の歸する所、頗る淵 結びて光火の大賊と爲り」(全唐文二一一陳子昂・上蜀川軍 等の州の山林の中に在り……、其の中、遊手惰業亡命の徒は、 といい、「今諸州の逃走戸、三萬餘有り、蓬・梁・果・合・遂 之傳)とか「浮食者衆く又人財を劫す」(舊唐書八九狄仁傑傳) 文二四六李幡)とされ、「專ら掠略を以て業と爲す」(前掲張柬 に往來し……亦自ら愚俗を誘動し、禍患を爲すに堪う」(全唐 逃亡農民が「盜賊」となった例も多く、武周期に「或は山

で論じているごとく、「逃亡」には、脫稅のために戸籍上逃亡げ得る。ただし、王船山が「讀通鑑論」卷二三唐代宗廣德二年役・調發、第三に、王公百官および豪富の家または佛寺等によに伴う饑饉、第二に、異民族の侵入または内亂とそれに伴う兵に伴う饑饉、第二に、異民族の侵入または内亂とそれに伴う兵にの發生原因としては、第一に、水災・旱害とそれかかる逃亡の發生原因としては、第一に、水災・旱害とそれ

では隱戸一萬餘戸が檢出された。 では隱戸一萬餘戸が檢出された。 (5)として隱匿されており、元和六年の衡州扱いにするよう胥吏と共謀する僞性逃亡がふくまれ、かれらは

書一七文宗紀下)。

させたことから流亡を惹起し(全唐文六五〇元 稹)、同州の近年册尊號赦によれば京畿諸縣の職田を所由が侵隱し貧戸に佃食り、その中には逃亡の防丁もふくまれている。また穆宗長慶元り、その中には逃山の呂珣が家に無數 の逃戸 をかくまっており、その中には逃山の呂珣が家に無數 の逃戸 をかくまっておい、開元十年には峻山の呂珣が家に無數の逃戸をかくまっており、その中には逃亡の防丁もふくまれている。また穆宗長慶元の一、開元十年には慶州懷安縣が逃戸を檢括して初めて置かれ、間の立では、武周期のぎに揚子江以北の內地諸道をみれば、關內道では、武周期のぎに揚子江以北の內地諸道をみれば、關內道では、武周期の

も逃亡が激發した(舊唐書一九下僖宗紀)。 が洞・溪州に多く寄寓し、さらに黄巢の鬩により荆南・湖南での咸通四年七月制によれば安南の寇陷により前述のごとく流入の咸通四年七月制によれば安南の寇陷により前述のごとく流入よれば兩浙・黔中では太和八年に水災による逃亡があり、懿宗よれば兩浙・黔中では太和八年に水災による逃亡があり、懿宗といごに江南道全域についてみると、衡州では前述のようにも逃亡が激發した(舊唐書一九下僖宗紀)。

多くなるが、さらに細分すると、河南・山南・劍南・淮南諸道になると、周邊地域の記事が減少して内地諸道に關するものがの内地・江南諸道に關する記錄は稀少である。第二、開元以後武周期までは周邊地域に發生した記事が大半であり、中原以外以上、逃亡・逃戶の地域別分布の特徴を要約すれば、第一、

戸・客戸について先學の諸研究から多くを學ばせていただいた き且つそれを補充しつつ、次節にまとめてみたい。なお、逃 法の反復公布と括戸政策」(一橋研究九・一九六二)にもとづ が、研究史の展望は稿をあらためてこころみることにしたいと う。括戶政策については、拙稿「唐代における均田法・租庸調 間にかぎられているのは、宇文融による括戶政策の結果であろ 掌握地域の時期的變遷との關連においても檢討する必要があろ 唐末までのものは揚子江以南一帶に偏っている。これは唐朝の に關する記錄は玄宗以後・德宗以前に集中しており、憲宗以後 第三、逃戸・客戸によって郷・縣を編成したことが開元年

- 1 八年九月、同一九下僖宗紀・廣明元年。 舊唐書九二巨源傳・長安二年、同一七文宗紀下・太和
- (3) 新唐書五一食貨志・永徽年間、舊唐書八九狄仁傑傳、 (2) 資治通鑑二○一高宗總章元年冬十月、舊唐書八六孝敬 兼併のみについては舊唐書五八長孫順德傳、同一八五上良 計部田制天寶十一載十一月乙丑詔、同代宗寶應元年四月 通鑑二〇七則天后久視元年秋閏月庚申、册府元龜四九五邦 宗咸通元年五月壬申。 十月、舊唐書一九上懿宗紀咸通四年七月制、通鑑二五○懿 皇帝弘傳、同八九狄仁傑傳、通鑑二〇七則天后聖曆元年冬 **吏賈敦頤傳、** 唐會要八五逃戸。以上は兼併による逃亡發生を明記。 同一○○慮從愿傳、 新唐書五二食貨志・文

- (4) 全唐文二一一陳子昂・上蜀川軍事、同六五〇元稹・長 慶元年册尊號赦。その他、攤逃の弊については次節に述べ
- 3 册府元龜四八六邦計部戶籍、唐會要八五定戶等第。
- 6 后聖曆元年冬十月。 舊唐書九二巨源傳、 同八九狄仁傑傳、通鑑二〇七則天
- (1) 大谷文書第二八三五號、內藤乾吉「西域發見唐代官文 吐魯番社會經濟資料・下」一九六〇)所引による。 書の研究」(西域文化研究會編「西域文化研究第三・敦煌
- (8) 全唐文前揭陳子昂・上蜀川軍事第二。徐鵬校「陳子昂 作る。一七四頁 集」(中華書局、上海、一九六○)は梁を渠(山南道)に
- 9
- 10 は、池田溫氏の譯稿と菊池英夫氏の講讀による六朝隋唐五 院判等案殘卷」岐山呂 隱匿防丁王仵牍問第卅一。本資料 代研究會での討論に負う。記して感謝したい。 ペリオ文書第二九七九號「開元二四年九月郿縣尉×助 元和郡縣圖志三、太平寰宇記三三、舊唐書三八地理志。
- を要する。

逃戸を檢括して戸籍上に再掌握する括戸政策について要言す

れば、武周期には李嶠が、隣保による相互監視

れてくる。

以後唐末までの逃戸對策の一中心は攤逃禁止令となってあらわ以後唐末までの逃戸對策の一中心は攤逃禁止令となってあらわは實行された。この時期の政策基調は本籍地送還主義であったは實行された。この時期の政策基調は本籍地送還主義であったは實行された。この時期の政策基調は本籍地送還主義であったは實行された。この時期の政策基調は本籍地送還主義であったにより代納させる攤逃の弊害がいちじるしくなったため、玄宗即、字文融により客寓地附籍主義が採用され(權衡のが、玄宗期、字文融により客寓地附籍主義が採用され(權衡)、百階納分の免除(恩徳)、無產者の客寓地定住の許可(權衡)、百階納分の免除(恩徳)、無產者の客寓地定住の許可(權衡)、百

籍から削除されるたてまえとなった(唐會要同)。され、採訪使と所由の檢査のもとに「虚掛丁戸」たる逃戸は戸

の田産を以てしても不足の分は発除することとなった。(3)、實際には、地方官による不法徴收があとを絕たず、ついたが、實際には、地方官による不法徴收があとを絕たず、ついた郡宗乾元三年には、逃戸の田宅を官が租賃租佃してその收入に肅宗乾元三年には、逃戸は逃亡期間中の租賦を、それがすでにかくして法制上、逃戸は逃亡期間中の租賦を、それがすでにかくして法制上、逃戸は逃亡期間中の租賦を、それがすでに

ば、自分の田宅を賣却して失った農民は丁口數に應じて逃死戶 ある。代宗大曆元年制 り、宣宗・懿宗にいたっては五年間に延長されたのである。 開元二十四年には一年間となり、武宗會昌元年には二年間とな 猶豫期間は、李嶠・宇文融のときには百日間とされていたが、 棄耕地をも處分するようになる。 すなわち制限策としての自首 首猶豫期間をしだいに延長せねばならなくなると同時に、逃戸 づけているにもかかわらず、歸還は思うようには實現せず、自 ち籍外剰田)などを歸逃戸に給與する、と開元以來呼びかけつ(6) 田・荒閑田・あるいは王公百官豪富の限度以上の庄田(すなわ て自首歸還をまつにもかかわらず、また一方では、官職田・屯 くずれはじめ、武宗のときになると、二年たって歸還せねばそ の田宅を給與されることとなり、ここに逃戸田宅保管の原則が このように逃戸未納税分を発除し、棄耕地を官により保管し 自首猶豫期間は逆に言えば逃戶棄耕地の占有權移讓の期限で (册府元龜四九五邦計部田制) によれ

の棄耕地は承佃者に與え、公驗を付して私有の永業田とする

(前掲會昌元年正月制)にいたり、宣宗および懿宗のときには (前掲會昌元年正月制)にいたり、宣宗および懿宗のときには (前掲會昌元年正月制)にいたり、宣宗および懿宗のときには をの財限が五年に延長されるのである(前掲大中・咸通兩年中 の制財)。ところで、その「承佃」者は右の咸通十一年七月十 の制財)。ところで、その「承佃」者は右の咸通十一年七月十 の制財。ところで、その「承佃」者は右の咸通十一年七月十 の制財。ところで、その「承佃」者は右の咸通十一年七月十

墾田敷が評定規準とされている。の貞元元年南郊大赦天下制(唐大詔令集六九)によれば、の貞元元年南郊大赦天下制(唐大詔令集六九)によれば、の貞元元年南郊大赦天下制(唐大詔令集六九)によれば、曹曹書一○五字

(2) 唐會要八五逃戸・開元二十六年七月勅 憲宗のとき觀

これには周知のごとく諸説がある。唐書一〇五宇文融傳)とされ特待期間は六年間であるが、唐書一〇五宇文融傳)とされ特待期間は六年間であるが、側発其六年賦調、但輕稅入官」(通典七歷代盛衰戸口、舊で附籍されるものは客戸で、宇文融のとき「其新附客戸、

- (4) 前掲乾元三年四月勅、元和十四年八月李渤上言、長慶年、前掲乾元三年四月間、舊唐書一七一李渤傳、會昌元年正月制。逃戸、二年四月間、舊唐書一七一李渤傳、會昌元年正月制。逃戸、京和十四年八月李渤上言、長慶

## Ξ

相つぐ農民の逃亡と、それによる徴稅成績の低下をおそれる。

まず「隣人」というばあい、そこに土豪もふくまれ得ること

恩徳策の發展といえる。逃戸のうち無産にして寄寓地

租賦は徴するを停め、隣親の高戸に牽攤するを得ず」(册府元は、代宗寶應元年五月十九日勅に「逃戸の歸せざる者、當戶の 鄕村老人というもののもつ、地域社會における規制力は今後解 る。したがって、代宗のときより一層土地兼併のすすんだ唐末 龜四九五邦計部田制、 豪・兼併の家は一括して問題にされている。唐末、長慶四年の 元龜四九五邦計部田制)としているごとく、官人親職・工商官 に特給」し、なお餘り有れば「簿帳を明立し、且つ官收租佃 令式規定額以上の庄田を官收して「復業並びに無籍貫の浮逃人 わっているのである。土地兼併の進行が均田制を動揺させてい であろう。そこには、官吏と豪族との癒着という矛盾がよこた 離れては行動できないこと、刺史・縣令におけるばあいと同様 ととなったのであるが、諸使に對する所由とて、土豪的勢力を 遣され、判官と地方の所由を通じて農村社會に介入してくるこ ら括逃採訪使・勾當租庸地稅兼覆田使・勸農使・觀察使等が派 いたのでは逃戸の檢括と攤逃の禁止を期し難く、新たに中央か な手がかりがあると思われる。州刺史や郡縣の長官に一任して(1) する、というありかたには、中國史の內在的理解のための重要 明すべき研究課題となるが、このようないわば土豪的勢力と所 し、官人親識・工商富豪・兼併の家に輒給するを得ず」(册府 た天寶十一載の十一月乙丑詔によれば、王公百官および豪族の 「隣親高戸」を意味していた可能性は大である。かかる鄰近と 懿宗期に所謂「鄕村老人と所由幷びに鄰近等」の「鄰近」が (官吏)とが協同して逃戸の戸口調査と棄耕地の承佃に介入 唐會要八五)とあることから推察され

といわれ、前述のごとく元和六年の衡州では、所由の隱藏した盜洩し、以て私田を利す」(全唐文六七六白居易・錢塘湖石記)杭州では、錢塘湖において「田戸が多く所由と計會し、湖水を

隠戸が一萬餘戸も檢出されている。

程から逸脱したものが、私的な客戸・浮客として多數存在する 戸」およびB地から流寓してきた「浮客」の「客戸」化によっ ではA地の逃戸棄耕地をA地の「鄰人及び無田産人」と「還逃 之を客戸と謂う」(全唐文三七二柳芳・食貨論)というように 同じ扱いで逃戸棄耕地や檢括した籍外剰田等を給授するが、 る。他鄕から逃亡し流移してきた「浮客」には、「還逃戶」と 願する者は、州縣の長吏の親就存撫を仰げ」というごとくであ 月制(同七○務農)に「其の逃戸の復業し及び浮客の編附を情 ば、便ち式に准り丁口に據りて給授せよ」とあり、永泰元年正 くまれる。すなわち廣徳二年四月勅(册府元龜四九五田制)に というばあいの「無田産人」であるが、これには「浮客」もふ ことになる。 て維持しようと意圖するのであるが、この徴稅補完的な循環過 「人の役を逃れる者、多く閭里に浮寄す。縣、其の名を收め、 「如し浮客の編附を情願し逃人の物業を射んことを請う者有ら 「客戸」として縣に登錄される。このようにして國家權力の側 つぎに、逃戸棄耕地を「鄰人及び無田産人」に承佃させる、

百官及び富豪の家は、比、庄田を置き、恣に否併を行い……、(通典七食貨丁中・杜佑註)といわれる浮客、あるいは「王公「浮客とは、公稅を避け强豪に依りて佃家と作るもの也」

乃ち別に客戸を停め、其をして偶食せしむ」(册府元 龜四 九五 別方別に客戸を停め、其をして偶食せしむ」(册府元 龜四 九五 別定の紙幅の盡きたこの覺書では、右の指摘だけにとどめておめな「浮客」「客戸」とともに、國家秩序の側からは憂慮すべき存在として指彈されるのであろう、と考えられるが、すでにき存在として指彈されるのであろう、と考えられるが、すでにき存在として指彈されるのであろう、と考えられるが、すでにき存在として指彈されるのであろう、と考えられるが、すでにある「浮客」「客戸」として偶食せしむ」(册府元 龜四 九五 別定の紙幅の盡きたこの覺書では、右の指摘だけにとどめておめなばならない。

ては古賀登氏からも数示を得た。なお諸橋轍次「大漠和辭(2) : 括逃諸使のことは前揚拙稿による。所由の語義に關し數々にみちびかれたことを、深く感謝するものである。 増淵龍夫先生の諸論文およびゼミナールにおける御叱正の

- 大きい。とする。諸使と所由との關係についてはなお檢討の餘地がとする。諸使と所由との關係についてはなお檢討の餘地がを「唐代、府縣官をいふ。事は必ず其の手を經由する義。」典」は所由を「州縣の官吏。地方の小役人。」とし所 由官
- (3) 「遊客」の語は、全唐文二一一陳子昂・上蜀川軍事に「蜀州百姓、所以逃亡者、實緣官人貪暴、不奉國法、典吏。。」とあり、同書六五〇元稹・長慶元年册尊號赦に和經亡。」とあり、同書六五〇元稹・長慶元年册尊號赦に和經亡。」とあり、同書六五〇元稹・長慶元年册尊號赦に和經於清客。」とあり、唐會要八二休假・奉於强家、或廣僦用資於游客。」とあり、唐會要八二休假・奉於强家、或廣僦用資於游客。」とあり、唐會要八二休假・奉於强家、或廣僦用資於游客。」とあり、唐會要八二休假・奉於强家、或廣僦用資於游客。」とあるほか、舊唐書九一張東之傳、四一張茂昭傳などにみられる。

(一九六三・五・二〇) (一橋大學大學院學生)